

# 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分） 支給要件確認フローチャート

令和4年4月分の児童扶養手当が支給された

いいえ

次の2つの要件のいずれにも該当する  
①公的年金等を受給しているため、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている（児童扶養手当の申請をしていれば、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も含みます）  
②本人及び扶養義務者の令和2年中の収入（非課税年金等を含む）が収入基準額未満であれば支給対象となります。※扶養1人の場合は約365万円（所得では230万円）  
なお、具体的な収入（所得）の計算は、別途提出の様式にて行います。

いいえ

次の2つの要件のいずれにも該当する  
①申請時点で児童扶養手当の支給要件を満たしている（児童扶養手当の認定を受けていない方も含みます）  
②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、本人及び扶養義務者の収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている  
※令和2年2月以降で、ひとり親世帯等であった時期の任意の1か月の収入額について、12か月換算した収入見込額が基準額未満であれば支給対象となります。※扶養1人の場合は約365万円（所得では230万円）  
なお、具体的な収入（所得）見込の計算は、別途提出の様式にて行います

はい  
➡ A

「4月分児童扶養手当受給者」として対象になります。  
（申請の必要はありません）  
給付額：児童1人につき5万円

はい  
➡ B

「公的年金等受給者」として対象になります （申請が必要です）  
給付額：児童1人につき5万円

はい  
➡ C

「家計急変者」として対象になります （申請が必要です）  
給付額：児童1人につき5万円

いいえ  
➡

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の対象になりません